

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会 [公開議題]

議事概要

- 日 時 令和6年3月7日(木) 10:00 ~ 10:36
- 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室
- 出席者 上山議員、梶原議員(We b)、佐藤議員、篠原議員、菅議員、波多野議員、伊藤議員、光石議員(We b)
- (オブザーバ)
- 松本外務大臣科学技術顧問、小安文部科学大臣科学技術顧問、長野サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
- (事務局)
- 渡邊統括官、藤吉審議官、川上審議官、徳増審議官、泉審議官、武田参事官、大塚内閣府審議官(We b)、森総理補佐官(We b)、
- (文部科学省)
- 奥野大臣官房審議官、井上課長、小川(浩)室長、小川(哲)企画官
長野サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
- 議題 ・国際卓越研究大学に求めるガバナンス体制について

議事概要

午前10時00分 開会

上山議員 皆様、おはようございます。

公開議題として、定刻になりましたので、只今より総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会を開催いたします。

本日は、梶原議員と光石議員がオンラインで御参加となります。

議題に先立ちまして、事務局から事務連絡がございます。武田参事官、お願いします。

武田参事官 本日はC S T Iの議員の先生の交代について御報告を申し上げます。

3月1日付で、慶應義塾長の伊藤公平先生がC S T Iの議員として、非常勤ではございますが、御就任をされておりますので、御紹介させていただきます。

伊藤議員、今後どうぞよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上です。

上山議員 ありがとうございます。

それでは、公開議題で、国際卓越研究大学に求めるガバナンス体制についてです。文部科学省から、奥野大臣官房審議官に御説明に御参加を頂いております。

国際卓越研究大学に求めるガバナンスについては、C S T Iでの議論において、大学運営に関する重要事項を議決する合議制の機関の設置を求めてまいりました。国立大学については、このため、制度上の手当が必要だったことから、昨年改正国立大学法人法が成立をし、国立大学において運営方針会議を設置できることとなりました。

本日は、改正国立大学法人法を踏まえつつ、文部科学省から国際卓越研究大学に求めるガバナンス体制の概要について御説明を頂いた後、委員の皆様から御意見等を頂きたいと考えております。

それでは、まずは文部科学省からの御説明をお願いいたします。

奥野大臣官房審議官 おはようございます。文部科学省の奥野です。

お手元の資料の国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の方向性についてという資料を用いて御説明申し上げます。

まず、今回のこの説明の背景についてです。

まず、先ほど上山議員から御議論がございました国立大学法人法の改正について、昨年文部科学省から御説明申し上げた際に、御質問として先行してございました国際卓越研究大学法と国立大学法人法との規定内容等の整合性に関して質問がございました。その際に私どもの方から、基本的に法律ですので後にできた後法が前法に優越しますので、国立大学法人法が制定された後に国際卓越研究大学制度の方を国立大学法人法と整合性を取らせると御説明申し上げました。

今回の説明の背景は1点目といたしまして、国立大学法人法ができたことに伴いまして、従前の国際卓越研究大学制度を修正する必要がある点の修正に係る事項。

もう1点は、この国際卓越研究大学制度の認定認可を進めるに当たりまして、これまで私どもが省令、方針、また内閣府等での御議論等でお示ししてきた内容について、より明確な形で包括的に各大学に提示していただきたいと。また、国立大学の運営方針会議の設置、また国際卓越研究大学の2回目以降の公募での認定要件の充足のためにそういった情報を前広に開示していただきたいという要請等を受けまして、今回の報告内容を取りまとめたものです。

御説明申し上げます。

内容は1枚目の紙の2ポツに書いてあるとおりです。2ポツの最初の に書いてございます

とおり、これまでの内閣府における議論等におきましても、国際卓越研究大学における合議体の設置の必要性というのがまとめてございます。基本的には大学の経営の高度化のためには合議制の機関を置きまして、そこに学内外の多様な専門性を持つ者を集めて、高度な経営方針の決定、経営を行っていくという観点。また、合議体というものが安定的・継続的な経営方針の維持に果たしていく役割。さらには、国際卓越研究大学の充実強化に伴いまして、大学が様々な世界中のステークホルダーとの対話が拡大していくこと。さらには、高度な組織的コンプライアンス、財務・法務等の能力というのが大学経営に必要となつてまいります。そういった背景からこの合議体の設置というものが求められておるところです。

今般の国立大学法人法の制定を受けまして、この国際卓越研究大学が求める合議体については、国立大学におきましては国立大学法人法に基づく運営方針会議が必要とされる合議体になります。また、私立大学については、既に学校法人法の下で置かれることとなっております。理事会又は評議会が合議体として要件充足に必要なようになってございます。

公立大学については、まず公立大学を法人化していただく必要がございます。これは、大学の財務の自律性を確保する観点から、地方公共団体から独立した法人格を必要といたしまして、その上で法人において定款等で合議体を設置していただく。各大学の設置形態において必要な合議体は今回国大法の制定をもってそれぞれ明確になったところ です。

その上で、国際卓越研究大学の認定・認可を受けるに際して必要な合議体の要件を下のよう な形で整理させていただいております。1点目といたしまして、合議体の構成におきまして、知識、能力、経験をバランスよく備えた構成員で構成されること。こちらは既に省令方針等で明記してございます。高度な経営を行うためには大学の教育研究だけではなくて、大学の経営、国際化、スタートアップ等の産学連携、また財務、経営、法務、そういった能力を持った方が合議体の構成員に必要なことが既に明記されてございます。

また、個々のスキルだけではなくて、世界の研究開発をリードする経営体におきましては、当然その構成員についてはジェンダーバランス等の多様性が必要とされます。

また、合議体の数についても、内閣府の議論で10名程度という御議論があったように、単なる参与機関ではございません、議決機関ですので、構成員が十分に熟議、議論ができるような形での運営が担保される適正規模というのが必要とされてございます。

二つ目のポツにございますとおり、最初の知識、能力、経験の充足の仕方です。こちらについても既に民間企業等は一般的に取られている方法と思いますが、合議体の構成員について、スキル・マトリックスを開示していただきまして、その中で省令、方針等で求めておりますス

キルというのを充足していることを会議により挙証していただく方法を求めることとしております。

三つ目のポツです。大学の運営に関する重要事項の議決について2点、執行部からの独立性、さらには学内に対する客観性の担保というのを要件としております。

執行部からの独立性は、例えば民間企業ですと、重役会と取締役会があるときに、重役会の構成員が取締役会を兼務して、重役会の構成員のみで議決が成立するとすると、あえて取締役会を置く意味がなくなります。従いまして、役員会、重役会等に相当する執行部の機構と合議体とがそれぞれ機能するためには、執行部の構成員だけで議決が成立しないようにする工夫が必要である。

第2点目、学内に対する客観性です。これは既に高度な経営を行ってございます民間の経営主体等においては社外取締役、大学等におきましては学外委員といわれてございます。この点についても十分な客観性を担保するためには、合議体が議決を行うに際しまして、学内委員のみでは議決が成立しないように、以前の内閣府の議論では例えばですが、半数以上の者を学外委員にする等の例示等示されておりますが、考え方、求める要件といたしましては、学内委員のみで議決が成立しない形でその高度な経営判断において学外からの目の客観性が担保されることを要件としてございます。

具体的には、下の例示のように先ほど申し上げました構成員の相当程度を学外にするほかにも、特別多数決ですとか、学内委員のみで過半数を超えたとしても、学外委員の賛成がなかった場合には議決が成立しないなど、様々な工夫を各大学によって行っていただくことが想定されるかと存じます。

次に、合議制の機関の機能について、こちらは明らかなことではございますが、国際卓越研究大学における重要事項といたしましては、国際卓越研究大学研究等体制強化計画によって、このコミットメントを頂いておりますので、その事項が大学に関する重要事項として議決されること、議決された事項についてはその合議体が単なる議決だけではなくて、その計画の履行、議決した重要事項その他重要事項の履行をしっかりと監督していることが要件となります。

最後の事項です。従前の国大法の改正を受けての従前の省令等の変更事項です。従前の国際卓越研究大学制度におきましては、法人の長の選解任に関する権限を合議体の権限とすることを省令に規定してございましたが、国立大学法人におきましては、法人の長の選解任の権限がこちらの運営方針会議とは別の、学長選考・監察会議の権限となっております。このまま国際卓越研究大学制度を維持した場合には、国立大学法人は国際卓越研究大学の認定要件を充足

できない形になります。国際卓越研究大学の認定要件は、国公私それぞれの設置形態に適用できる形に開かれていることを政策の前提としておりましたので、下に書いてございますとおり、体制強化計画の着実な履行を担保する上で、法人の長に求められる知識、経験、能力を合議体において十分に審議して、明確化していただくと共に、必要な資質を備えた者が法人の長となることで、先ほど述べました安定的・継続的な経営方針の維持というのを合議体で担保していただく、これについてはそれぞれの法人の設置法令の規定に基づき、合議体の機関が適切な役割を果たしていただくということを要件としたいと考えてございます。

なお、具体的な改正国大法等を受けたイメージについては、2ページ目を御覧ください。2ページ目のガバナンスの図の中に黒字で書かれているところと赤字で書かれているところがございます。黒字で書かれている事項が改正国大法の規則に書かれている事項、赤字で書かれている事項が国際卓越研究大学の認定要件として明確化した事項及び変更した事項です。

企業等の方のイメージに即して言いますと、例えば企業等はまず会社法に基づいて、法人設置法でガバナンス機構を作るとともに、会社の規模が大きくなればガバナンス機構が高度化されます。さらに、ステークホルダーが増えて、プライム企業のようなところに上場しようとする、その過程でプライム市場からのコーポレートガバナンスコードの充足が必要となります。そういった形で、いわゆるイメージとしてはコーポレートガバナンスコードのような形で、国際卓越研究大学の認定を維持する上におきましては、赤字の事項というのも充足していただく必要がございます。

その上で、充足していただく赤字の事項として、学長選考・監察会議が学長選考、法人の長の選考に関する権限がございませうが、改正国大法の規定との整合の観点で、運営方針会議におきましては学長の選考に当たって、国大法によって意見を述べる法定の権限が付されてございます。国際卓越研究大学になった場合にはこちらにございませうとあり、学長の選考に当たって体制強化計画の履行を担保する観点から、学長に求められる知識、経験、能力を審議して、具体的に前広に明確化していただいて、それを学長選考・監察会議に対して意見を述べることを求めることとしております。学長選考・監察会議は、当該意見を受けまして、法定の意見が述べられておりますので、当該意見に対してはしっかり向き合う責務がございませうので、その運営方針会議からの意見を審議していただいて、当該意見への対応について理由を付して、当該意見のとおり選考を行う場合、また当該意見が入れられない場合等についてはそれぞれその合理的な理由を付した上で運営方針会議に報告する、そういった体制が構築されていることが国際卓越研究大学の認定要件となることとしております。

また、下の事項については、改正国大法におきましては、基本的には運営方針会議の法定事項以外については独任制の学長に引き続き決定権が残りますが、国際卓越研究大学になった場合には、学長が自ら経営に当たってこの運営方針会議において、先に述べた追加的な議決事項というのを裁量によって委ねていただくと。ただ、その状態が維持されていることが認定を維持する要件となるという点が下のところで注記で書かれておるところです。

以上、国際研究大学に求められるガバナンス体制について、改正国大法を受けました変更事項と、その他具体的な認定に向けた要件の明確化について御説明申し上げました。

以上です。

上山議員 ありがとうございます。

先生方からの御意見という前に、公開なので私の方から2点先に文部科学省の方に御質問差上げたいと思います。確認ですが。

まず一つは、この運営方針会議と学長選考・監察会議との関係です。運営方針会議は、学長選考に対して意見を述べる際に具体の候補者について審議の上意見を含めるというふうになっておりますが、そのプロセスの中で学長選考・監察会議との関係をどのように考えているのかということが1点です。

もう一つは、C S T Iの専門調査会の最終まとめでは、合議体の構成員の相当程度（例えば過半数あるいは半数以上）というふうになって、学外者と認めるということになりますが、今回は学外委員の割合の例示としては半数以上のみと記載されている訳です。

文部科学省としては、運営方針会議の構成員の過半数を学外者とするを国際卓越研究大学の認定要件と求めないということによろしいですか。

この2点お伺いします。

奥野大臣官房審議官 まず1点目の点については、従前の御議論でございましたとおり、この合議体が具体の例えば候補者名ですとか候補者のリスト等を提示するような形かという趣旨と理解してよろしいでしょうか。

上山議員 プロセスとして最終的な学長選考・監察会議との関係を文部科学省としてはどう考えているかということです。

奥野大臣官房審議官 はい。国立大学が国際卓越研究大学となった場合については、先ほど申し上げましたように、まず国大法の規定の適用を受けた上で国際卓越研究大学の認定要件を充足していただく必要がございます。従いまして、運営方針会議におきましては、議決した体制強化計画の着実な履行を担保する観点から、学長選考・監察会議と共に前広に情報共有を図

りつつ、学長に求められる知識、経験、能力を明確化し、意見として学長選考・監察会議に示すことが求められるという点が要件となっております。

なお、この際国立大学法人法におきましては、学長選考・監察会議が学長選考の権限を有していることを踏まえまして、学長選考・監察会議の主体的な選考が確保されることが前提となりますが、運営方針会議が具体の候補者について審議を行い、具体の候補者やそのリストを意見に含めることが可能です。

次に、C S T Iの最終まとめにおきまして、合議体の構成員の相当程度を学外者とすることが適当とされているという御意見いただいておったところです。その際に例えば過半数、半数以上が例示として提示されてございました。学外委員の割合の例示といたしましては、半数以上のみ記載されてございます。また、先ほど申し上げましたとおり、要件といたしましては、学内委員のみで議決を成立させないという要件としておるところですが、大学側が運営方針会議の構成員の過半数を学外者とするのは、国際卓越研究大学の制度上可能です。従いまして、例えば特別多数決の導入や半数以上の学外委員を入れること以外に、大学側が裁量性を持って検討する中で、大学の主体的な判断として過半数の学外委員が運営方針会議に参画することが可能であるというのは言うまでもございません。

上山議員 運営方針会議が学長に関しての資質を検討してリストにして、名前を具体的に示して、監察会議に示すことができる、そこからの決定については大学の主体に任せる。ただ、運営会議の役割としては、そうした比較的強い権限を持っているということだけでよろしいですか。まずそれが1点。

もう一つは、学外者のみで決定できないようにするという事は、学内者だけの意思でいんな最終的な決定ができないようにすることが望ましいと考えているということもよろしいですか。あとは主体的にやったださっていいが、これがもう一点です。

奥野大臣官房審議官 1点目です。まず1点目の点については、運営方針会議が主体的な議論の中で、正に体制強化計画の履行の継続性に必要という観点で、先生申し上げたように、候補者名ですとか候補者リストというのを提示することは運営方針会議の主体的な判断として行うことは制度上可能です。

2点目についても、ポイントといたしましては学内のみで自己統治せずに、学外者というのが主体的に権限に関われるという点が一番C S T Iの御議論で大事な点でございましたので、そこを充足していただく。ただ、その方法については、具体の運営方針会議若しくは国公私でございましたらそれぞれの合議体を構成するに当たりまして、各大学の裁量で実施していただ

くこととなります。国立大学法人法については、従いまして、運営方針会議の構成員の人事、若しくは運営方針会議の議決、運用に関する枠組みで、公立大学については定款の中で、私立大学については、恐らくケースバイケースですが、理事会と恐らく評議員会とのそれぞれの役割の分担、若しくは理事会の構成員の工夫、そういったそれぞれの法人制度の枠内で、ただ学内のみで最終決定ができるような自己統治というのは国際卓越研究大学ではできないことになるという点、御見込みのとおりです。

上山議員 ありがとうございます。

今ここに至るまでいろんな紆余曲折があった訳ですが、C S T Iとしては選考会議の中で国際卓越研究大学のガバナンスについては随分議論しましたので、現状における文部科学省のオフィシャルな見解というものを一応聞いておきました。

では、ほかの方々の御意見、どうぞ。佐藤議員。

佐藤議員 幾つか事前の説明のときにも御質問した点も含めてお聞きします。

まず、運営方針委員の選定に当たっては、学長選考・監察会議と協議の上決めるということになっていますが、学長選考・監察委員会には原案を拒否する拒否権はあるのでしょうか。

井上課長 ありがとうございます。拒否か諾かという関係でございませぬが、協議をすることの趣旨ですが、十分協議をして、同じ認識を持っていただくということを制度上、解釈上求めております。

佐藤議員 つまり拒否権はないと。

井上課長 拒否権といいますが、よく熟議して共に決めてくださいということですね。つまり拒否権となると、結局国連とかでもありますが、誰かが拒否したらもう駄目みたいなことになっちゃうようなことも少し想像されちゃうかもしれませんが、もしじゃあここは違うのではないですか、この観点はどうですかということがあったら、一発でどうということではなくて、よく議論を繰り返して、両方の会議体で同じ認識を持って運営方針会議の委員の候補を決めてくださいという立てつけです。

佐藤議員 学長選考・監察会議は、学長自身の選考に関する権限を持っていますから、運営方針会議のメンバーをどうするかということについてのこの学長選考・監察会議の立ち位置というのは非常に重要で、明確にしておくべき必要があると思っています。とにかく合議に向けて一生懸命合意を取ってくださいということで普通は済みますが、大体こうしたガバナンスがおかしくなるときは、そうした肝のところ意見が合わないということが出てくるので、それが一つ気になったということです。

それから、二つ目に、「国際卓越に選ばれた大学は」という言い方をされていますが、これはこれから第2期の国際卓越の選定に当たっては、このガバナンスを実際に作ることを条件として考えるという理解でいいのですね。

奥野大臣官房審議官 はい、申しあげましたとおり、これは国際卓越研究大学の認定要件になりますので、先ほど申し述べた様式が国際卓越研究大学として認定される条件です。

佐藤議員 それは、卓越大学として採択されたときにできていなきゃいけないのですか。それとも、何年間の間に作れという要件になるのですか。

奥野大臣官房審議官 制度的に当然、制度論としてどのタイミングまでに必要かと申しますれば、認定申請を出す時点において当該合議体というのが設置される目途が立っている必要がございます。具体的に合議体が最初に必要となりますのは、先ほどございましたとおり、体制強化計画を提出する際には合議体の議決を要件としております。従いまして、体制強化計画の正式申請の前には合議体が既にワーカブルで、国に提出する体制強化計画の審議を行って議決していただく必要がございますので、従って、どんなに遅くとも正式に体制強化計画を国に法律の規定に基づいて提出するまでに合議体というのができていて、実際にその計画の審議をしていただく必要が要件になります。

佐藤議員 この次の国際卓越の選定に当たっては、それを明確に、明示的に条件として説明していただくことが重要だと思しますので、よろしくをお願いします。

それから最後、3点目です。先ほどから出ている“過半数であってもいい”という言い方なのですが、これは必ずしも過半数が社外ということを求めるものではないということと理解します。実質的に校外の意見が反映されていることが重要という事だと思しますが、それは非常に抽象的な内容なので、大学側としては具体的にガバナンス形態を考える場合に分かりにくいのではないかと思います。文部科学省としてはガイダンスをするという事はなくて、過半数ではなくてもいいが、社外の意見が十分反映するよという事だけを示していくという事でしょうか。

奥野大臣官房審議官 まず、当然大学側からはこれを明示した後にそれぞれ疑問点等については答えていきます。ただ、具体的に要件として明記されているのは2点です。議決が成立した時点で当該議決が成立する際に、執行部の人以外の者が賛成していない案件を議決として成立させないこと。またもう一点では、議決として成立した際に、学外委員が一人も賛成していないような議決は成立していないこと、これは要件としては明確だと思います。

ただ、御指摘のとおり、それを担保する方法はいろいろな方法がございます、特別多数決

の方法を取ったり、そもそも構成員の割合で調整したり、一番直接的なのは、今申し上げたのを直接書いてしまうという方法等あります。それをどのように選ぶのかは各大学が合議体を作る裁量の範囲で対応いただきたいと考えております。

佐藤議員 そうであれば、この部分が実際にどうワークしているのかということフォローアップしていくことが非常に大事だと思いますので、実際にどういうガバナンスが行われて、どういう意思決定が行われているのかということは是非フォローアップして頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

奥野大臣官房審議官 はい。

上山議員 小安先生、どうぞ。

小安科学技術顧問 佐藤議員からの観点に関してですが、ガバナンスが問題なく機能しているときはおそらく問題は生じないと思いますが、例えば学長選考・監察会議の決定に対して運営方針会議がそれを覆すようなことが可能でしょうか。もちろん意見交換のもと、選考を進めていくということを御説明いただいたのですが、ガバナンスが機能しない場合などは特に意見が異なる状況になることも起こり得ると思います。そのような場合に、両者の関係をどう整理するのか、飽くまでも学長選考・監察会議の決定を優先するのか、考え方を教えていただけませんか。

井上課長 ありがとうございます。

国立大学法人法上学長の選考については、最後の決定権限は学長選考・監察会議にございます。

少し補足ですが、何でこんな多少複雑な分かりにくい仕組みかなというのが正直感想で思われているかと思うのですが。運営方針会議の権限が大事な体制強化計画含めてそのことを決定してもらおうということと、その決定したことに対してきちんとやっているかというのを監督してもらおうという権限があります。そうなりますと、学長が、学長を中心に執行がきちんとやっているかというのを監督する権限を持っている合議体の構成員、学長が自分だけで選んでしまうと、それはそれでまた問題だろうというところでその学長選考・監察会議と協議を入れていくと。

少しいただいた質問外のことになってしまいますが、学長選考・監察会議は実は学内外半々で構成されていますので、そこで運営方針会議の監督機能も担っていただくというところを、外の方も含めうんと言った上で決めていただくと、こうした少しくるっと回るような感じですが、この立てつけにしている趣旨ということで触れさせていただきました。

最初の御質問については選考・監察会議が学長の決定権限は最後まで持っているということ。ここは半々、内外というところになっているということなのです。

上山議員 ほかの方々はいかがでいらっしゃいますか。確認を含めて。光石議員、どうぞ。

光石議員 ありがとうございます。

ポンチ絵の2枚目を見ますと、学内の構成員の姿が見えません。例えば、学内の構成員の多くが学長を解任したいという動議を出すときには、これは役員会、学長を通し、さらに運営方針会議を通して学長選考・監察会議に言わないといけないのか、あるいは、学長選考・監察会議にダイレクトに言うような道筋があるのかないのか、そこが明示されていないと思います。これはそのように何か作ってもいいですよということなのか、それともそうした道はもうないのかということはいかがでしょうか。

井上課長 ありがとうございます。

現実として、そういったような御意見があるときはそのように公開して御意見を頂いているパターンもございまして、実際に学長選考・監察会議宛てにそういった御意見をお持ちの方々がそのお考えですとか疑問点等を文書にまとめて、選考会議宛てにお出しになるというのが今の実態です。

光石議員 そうすると、道はあるが、この図には明示しないという理解でよろしいのでしょうか。

井上課長 この図は、趣旨としては、法改正でどこが変わったかということを示しているものであえて書いておりません。現行と同じような形で恐らく、そこで何かコミュニケーションなどがあれば、別に何ができないということは書いていないので、しっかり御意見が伝わると思うような形でしかるべく会議体等にいろんなものを発していただくというのが手だてかなというふうに思います。

光石議員 はい、分かりました。ありがとうございます。

上山議員 いかがですか、ほかの方、御意見等ございますか。よろしいですか。

ここに少し関わった人間とすると、学外の意見がきちんと主体的に反映されるようなことは担保してほしいということ。

もちろん、それを過半数であるとか40%あると明示することはできないにしても、今後恐らく大学との間でQ&Aのような形で公的な文書として各大学に通知をされ、そこがきちんとワークしているかどうかをときどきここでも議論させていただいて、私たちが考えてきたような国際卓越大学のガバナンスの在り方がきちんと動いているかどうかはまた御報告いただきたい

いなというふうに思います。

伊藤議員 新参者ですので、これ自体私はもうこれで結構だと思った上で、先ほど奥野審議官が私立大学に関してはということをおっしゃいましたが、私立大学が応募するに際し、私立大学の場合はどうなるのかというのがある程度見えないと、中々応募しにくいのではないかと思いますので、その辺のところも、今後なのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

奥野大臣官房審議官 私立大学については、先ほどの資料の2ポツの下にございますとおり、私立大学については学校法人の法制度の下でガバナンス機構の中に合議体として理事会、また評議会が置かれてございますので、その理事会又は評議会が合議体に該当します。

一方で、特徴といたしまして、理事会を合議体にした場合については、理事会の構成員は執行部になるケースが多くございますので、その場合については、先ほどの要件の充足に関しましては法人法に基づく形で、評議会の議を付すという形で、いわゆる執行部の自己統治要件を牽制することが既に私学の法制度の中に内製化されておりますので、それを活用していただくことで要件の充足が可能になります。

伊藤議員 ですので、その説明がはっきりしていれば応募しやすいと思うのですが、新たに例えばこの運営方針会議のようなものをその場合は作らなきゃいけないと勘違いをされると思うのですね。勘違いをされるということなのです。勘違いをされると非常に応募しにくくなるのではないかとということで、その懸念は払しょくしておいた方がよいというのが私の意見です。

奥野大臣官房審議官 はい、分かりました。

上山議員 そのあたりかなり文部科学省として、公立、私立も含めたかなり首尾一貫したな議論はされているというふうに理解をしております。

それでは、今回公開の場で議論をさせていただいたのは、文部科学省の側の姿勢を私たちとしても確認をすると共に、公開の場で報告してもらおうという意図があってこの会を設けさせていただきました。

それでは、このトピックスについてはこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

午前10時36分 閉会